2013年11月25日 第1075号 1

茨城県高等学校教職員組合 029-305-3317 /www.mito.ne.jp/~iba-kou/

「減額措置の延長なし」確認、40歳未満1号給回復

地公労(茨高教組・茨教組・県職員組合・自治 労県本部)は、11月22日、県職員給与に関する 県当局との最終交渉をおこない、つぎのとおりの 最終回答内容で交渉を終結した。

- 2013年7月から実施されている「給与減額措 置」は、2014年3月をもって終了し、延長しない。
- 県人事委員会の勧告にもとづき、40歳未満の 職員のうち 2007 (平成19) 年4月1日に昇給 抑制を受けた者の号給を、2014年4月1日に1 号給上位に調整する。
- 妊娠に起因する疾病による療養休暇の取得上 限(90日)を、2014年4月1日から廃止する。

職場の衛生委員会が勤務時間管理の「指針」作成

教職員の勤務時間管理に関し て、坂東総合高校の衛牛委員会 が「勤務時間の適正な把握に関 する指針」を策定した。今年10 月から試行したうえで、来年度 から実施する予定。

指針の全文は以下のとおり。

第1条(本指針の目的)

本指針は、労働基準法、労働 安全衛生法等の労働法令および 厚生労働基準局長通知「労働時 間の適正な把握のために使用者 が講ずべき措置に関する基準」 (平成13.4.6. 基発第339号) ならびに文部科学省通知「労働 安全衛生法等の一部を改正する 法律等の施行について」(平成 18.4.3. 18 ス学健第 1 号) に基 づいて、茨城県立坂東総合高等 学校の教職員の勤務時間の適正 な把握に必要な措置を定めるも のである。

第2条(校長の責務)

校長は使用者として、教職員 の勤務時間の適正な把握等、勤 務時間管理の適正化に関する事 項を管理し、勤務時間管理上の 問題点の把握及びその解消を図 るとともに、労働基準法第109 条に基づき、勤務時間の記録に 関する書類を作成し、それを3 年間保存する責務がある。

第3条(勤務時間の把握法)

校長は、出勤表、休暇カード、 勤務超過時間申告カード〔本指 針により作成〕等を通じて、各 教職員の各日ごとの始業・終業 時刻を確認しなければならない。

第4条(教職員の責務)

(1) 教職員は、原則として出 勤した場合(调休日に日直で出 勤した場合には日直と記載する) には出勤表に押印する。出張(週 休日の出張も含む)、研修、年休、 特休等の場合は、出勤表および 研修承認願、休暇カードに必要 事項を記入し押印する。

(2) 教職員は、定時を過ぎて 退勤した場合には、その各日に ついて勤務超過時間申告カード に終業時刻(週休日に日直で出 勤した場合には始業時刻・終業 時刻)及び事由(部活指導、生 徒指導、授業準備、日直等)を 記入し、月毎に校長に提出する。

第5条(毎月の勤務時間の把 握と記録)

校長は各教職員から提出され た勤務超過時間申告カード、出 勤表、休暇カード等を通じて、 月毎の各人の超過勤務の総時間 数を算出し、その記録を作成す る。この記録は年度毎にまとめ て3年間保存する。この記録に 基づいて、過重な勤務実態を算 出し、その記録を作成する。こ の記録に基づいて、過重な勤務 実態が懸念される教職員につい ては、校長は改善のために適切 な指導ないし措置を行う。

「人類普遍の原理」を否定する自民党改憲草案の時代錯誤

自民党が2012年4月に発表 した「日本国憲法改正草案」の 基本的人権に関する規定を検討 する(日本国憲法の英訳、「自民改 憲草案 | を含む『日本国憲法改正草 案 O&A』の URL は前号参照。「GHO 草案 | は、www.ndl.go.jp/modern/ $img t/105/105-001tx.html)_{\odot}$

☞「臣民の権利義務」への復帰

自民党改憲草案は、「自由及び 権利には責任及び義務が 伴うこ とを自覚し」なければならない とするが、「伴う」とはどのよう なことなのか、『Q&A』にも例示 ひとつなく具体的内容は一切示 されない。上から目線で国民に 説教する陳腐な言説のめざすと ころはいったい何か?

草案は、人権に厳しい制限を 新設する。第13条で、「公益及 び公の秩序に反しない限り、立 法その他の国政の上で、最大限 に尊重されなければならない」 としたうえで、たとえば第21 条の2の「表現の自由」の規定 に日本国憲法にはない第2項を 新設し、「公益及び公の秩序を害 することを目的とした活動を行 い、並びにそれを目的として結 社をすることは、認められない」 とする。何が「公益及び公の秩序」 であるのか? その判断を誰が おこなうのか? 国家機関が権 限を振るうことになれば、国民 の基本的人権にたいするいかな る恣意的抑圧も正当化される。 これはもはや制限の域を超える。 基本的人権は憲法体制=国家体 制の究極の原理の位置から排除

され、かつて日本国憲法が「排除」 した大日本帝国憲法における臣 民の権利の水準に引き戻される。

草案は、日本国憲法前文を全 部破棄し、新たな前文を作成す る (本紙第1072号)。その理由の ひとつが、日本国憲法の前文に 「基本的人権」についての言及が ないのはよろしくないので、記 述することにしたことだ、とい う (『O&A』 5頁)。

草案前文は、「日本国民は、国 と郷土を誇りと気概を持って自 ら守り、基本的人権を尊重する とともに、和を尊び、家族や社 会全体が互いに助け合って国家 を形成する」と書く。

ほんのひとこと「尊重」と言っ ているが、基本的人権の顕著な 制限を断行する草案第3章とは 相容れない空疎な言明である。 「尊重」とは、それとは別の究極 目的を実現するうえで支障のな い程度に、ついでに顧慮する、 という程度の意味だろう。そも そも、国民が自分の基本的人権 を「尊重」するというのもおか しな話である。基本的人権は憲 法秩序の究極目標であるのに、 「尊重」などと恩着せがましく配 慮の素振りを見せるだけの自民 党草案は、人権保障を究極原理 とする日本国憲法体制という「公 益及び公の秩序」に対する許す べからざる挑戦である。

結論を先に述べてしまったが、 草案が「公益及び公の秩序」を いかに破壊しようとしているの かを具体的に検証することにし よう。

☞存在する人権が見えない

そもそも、日本国憲法前文に 基本的人権についての記述がな いという自民党の判断は誤って

「恐怖と欠乏から免れ、平和の うちに生存する権利」(前文第2 段落)は、基本的人権にほかな らない (平和的生存権)。これは たんなる修辞上の飾り文句では なく、憲法が保障する具体的な 基本的人権であることは裁判所 の確定判決によっても明らかに されている(2008年4月17日、 名古屋高裁。2009年2月24日、 岡山地裁)。

「正当に選挙された代表者を通 じて行動する」(第1段落)とい う国民主権原理は、国民が基本 的人権をもつことが前提となっ ている。基本的人権抜きの国民 主権はありえないのである。国 政の「権威」が「国民に由来」(同) するのは、人権保護を目的とし て憲法体制=国家体制が創設さ れたことを意味する。

その一方で、自民党は日本国 には「自然権」としての自衛権 があると主張する(安倍晋三『新 しい国へ』2013年、文春新書)。 ありもしない国家の自然権とし ての自衛権を捏造するのは、自 然権としての基本的人権を軽視 することと表裏一体である。軽 視というより、草案は基本的人 権原理についての根本的な無理 解のうえに、あえてそれを根こ そぎ否定しようとする。

以下において、草案が拒絶す

る日本国憲法の人権規定について、その論理構造をみてゆこう。

☞国民は享有する enjoy

国民の基本的人権は、たとえばつぎのように規定される。

第25条 すべて国民は、 健康で文化的な最低限度の 生活を営む権利を有する。

Article 25. All people shall have the right to maintain the minimum standards of wholesome and cultured living. あるいはまた、

第11条 国民は、すべて の基本的人権の<u>享有</u>を妨げ られない。〔後段略〕

Article 11. The people shall not be prevented from enjoying any of the fundamental human rights.

このように、国民は権利を「有する」、あるいは、国民は権利を「享有する」のである。(英文のshallは法律文書で当為・命令を表す。「……するものとする」)

☞自分で自分には与えられない

それでは、国民に基本的人権 を与えたのは、いったいなにも のであろうか?

日本国民に基本的人権を与えたのは、国家ではない。日本国民に基本的人権を与えたのは、 憲法ではない。日本国民に基本的人権を与えたのは、日本国民に基本的人権を与えたのは、日本国民に基本的人権を与えることは不可能である。日本国民がつくった日本国憲法が、日本国民に基本的人権を与えることは、結局自分で自分になにものかを与えることだから、これも不可能である。 日本国民が制定する日本国憲法 によって設立される国家が、日 本国民に基本的人権を与えるこ とも、当然ありえない。

全世界の国民 all peoples of the world に平和的生存権(前文)を与えることは、日本国民にとっても、日本国憲法にとっても絶対に不可能である。もちろん日本国にも不可能である。

☞憲法は保障する quarantee

基本的人権の起源についての、 もっともありがちな誤解は憲法 が国民に基本的人権を与えたと いうものであろう。しかし、次 のとおり憲法は基本的人権を「保 障する guarantee」のであって、 決して与えるのではない。

> 第12条 この憲法が国民 に保障する自由及び権利は、 国民の不断の努力によつて、 これを保持しなければなら ない。〔後段略〕

Article 12. The freedoms and rights guaranteed to the people by this Constitution shall be maintained by the constant endeavor of the people, [........]

「この憲法が国民に保障する 基本的人権」という文言は頻繁 にあらわれる。さきほどの第11 条の後段はつぎのとおりである。

> 第11条〔前段略〕 <u>この</u> 憲法が国民に保障する基本 <u>的人権は</u>、侵すことのでき ない永久の権利として、現 在及び将来の国民に与へら れる。

> Article 11. [.........] These fundamental human rights guaranteed to the people by this Constitution shall be

conferred upon the people of this and future generations as eternal and inviolate rights.

さらに、

第20条 信教の自由は、 何人に対しても<u>これを保障</u> する。

Article 20. Freedom of religion is guaranteed to all.

☞国民は確認する recognize

そして日本国民は、自分自身 が基本的人権を「有する have」 ことを、「確認 recognize」する。 前文において、

> われらは、全世界の国民 が、ひとしく恐怖と欠乏か ら免かれ、平和のうちに生 存する権利を有することを 確認する。

> We <u>recognize</u> that all peoples of the world have the right to live in peace, free from fear and want.

「recognize」は、基本的人権に関しては、このほか第14条に現れる。

第14条第2項 華族その 他の貴族の制度は、これを 認めない。

Article 14. 2) Peers and peerage shall not be recognized.

なお基本的人権以外では、「交 戦権」を「認めない shall not be recognized」と第9条で、さらに 第103条で現れる。

「確認する(認める) recognize」は決して「与える」という意味ではない。日本国憲法第 12 条に相当する「GHQ 草案」第 11 条では、"guaranteed by this Constitution" の部分は、"enunciated by this Constitution"

(「この憲法によって宣言された」)となっていた。「与える」 という意味合いは全くない。

☞人権を与える confer

それでは、憲法が「保障 guarantee」し、そのことを日本 国民が「確認 recognize」する基 本的人権を与えたのは、なにも のか? 自民党草案が全文削除 するとしている第 97 条 (第 10章 最高法規) はこう宣言する。

第97条 この憲法が日本 国民に保障する基本的人権 は、人類の多年にわたる自由 獲得の努力の成果であつて、 これらの権利は、過去幾多の 試錬に堪へ、現在及び将来の 国民に対し、侵すことのでき ない永久の権利として**信託されたものである**。

Article 97. The fundamental human rights by this Constitution guaranteed to the people of Japan are fruits of the ageold struggle of man to be free; they have survived the many exacting tests for durability and are conferred upon this and future generations in trust, to be held for all time inviolate.

基本的人権は「信託された be confered in trust」、と受動態で記述されている。その際、何(何者)によって信託されたかは明示されていない。第11条の後段でも、同様に「与えられる be confered」とされていたが、何(何者)によってかは明示されない。

明示されていないが、基本的 人権を個人としての日本国民に 与えたのは「自然」である。こ れこそが、「自然 nature」が人間 に与えた confer 権利 right、すな わち「自然権 natural right」と しての基本的人権 fundamental human right である。

以上をまとめるとこうなる。

(i) 日本国民 we, the Japanese people は、出生により、個人 individual として、基本的人権 fundamental human right を、与 えられる be confered (信託される be confered in trust)。

(ii) 憲法 **Constitution** は、日本 国民が個人として与えられた(信 託された) 基本的人権を、保障 **guarantee** する。

(iii) 日本国民 we, the Japanese people は、これら (i)(ii) を確認 recognnize し、憲法 Constitution として制定する。

☞憲法が与える人権という誤謬

憲法が国民に基本的人権を与えると主張する著名な憲法学者がいる。長谷部恭男(東京大学大学院法学政治学研究科教授)は、人権と「公共の福祉」との関連について解釈するにあたって、第12条の「この憲法が国民に保障する自由及び権利」とは、「人類普遍の人権ではなく、「〔報道の自由や営業の自由など、「〔報道の自由や営業の自由など、方〔記述を自由および権利」のことだとする(『憲法〔第2版〕』2001年、新世社、傍点引用者)。

日本国憲法に掲げられている 基本的人権は、①「人類普遍の 人権」と、②日本国憲法が「国 民に与えた自由および権利」の 2種に分類されるというのであ る。法解釈の迷路に入り込んだ あげく、「保障する guarantee」 ことは「与える confer」ことだ と強弁して、②を作り出してし まうのであるが、そもそも①の 「人類普遍の人権」の起源についての誤認がその誘因になっている。(この点に関連して、次回「人類普遍の原理」としての自然権思想と社会契約論について検討する。)

☞憲法による人権剥奪は不可能

憲法は、基本的人権を「与える confer」ことをしない。できないうえ、そもそもそうする必要もない。基本的人権は憲法以前に、すでにあらかじめ存在するからである。憲法が基本的人権を無から創造することはないということは、憲法が基本的人権を無へと消滅させることは不可能であるということでもある。

憲法で、基本的人権が全部または一部規定されないこともありうる。しかし憲法が人権を「保障する guarantee」と明記しないことに、人権を弱体化し消滅させるような積極的効力はない。制定当初のアメリカ合州国憲法(1787年)には人権規定がなかった(のち修正第1条-第10条[1791年]で規定された)。

国家の機関が個々の事例において人権をさまたげ、ときに剥奪しようとすることは起こりうることかもしれないが、憲法が普遍的に人権を消滅させる。とはできない。憲法が、遡及的に人権からその現存在を奪うことはありえない。

おそるべき時代錯誤的感覚をいだいて「憲法」を僭称する自民党改憲草案は、人権の広範な制限のうえに軍事国家体制の樹立をめざすのであるが、人権を恣意的に操作できると思いこむことで、憲法としての存在可能性をみずから否定してしまったのである。 (以下次号) 第